

令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

一戸町長

市町村名 (市町村コード)	一戸町 (35246)
地域名 (地域内農業集落名)	小鳥谷・小繫 (小鳥谷・小繫)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

※

- ・水稻と野菜、ぶどう、おうとうの複合経営である。果樹を中心とした農業を実施している。
- ・農業従事者の高齢化が進行しており、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。
- ・70歳以上で後継者未定の農地や貸付・売渡希望がある農地に対して、中心経営体の引き受け意向が少なく、新たな農地の受け手が必要である。
- ・また、狭小で不整形な農地や狭隘な農道等が多く、農地を集約するためには基盤整備が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

※

- ・地域の担い手への農地集積を推進する。
- ・駒木地区においては、基盤整備の取組とあわせ、集落営農について検討していく。
- ・農業所得向上を目指し、関係機関の指導を仰ぎつつ、高収益作物の導入に向けた検討を行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	255 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	255 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農用地区域及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1) 農用地の集積・集約化の方針

※

- ・この地区的農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、他の中心経営体の農地利用も促していく。
- ・また、入作を含め、新たな中心経営体を育成・確保していくことに対応していく。
- ・駒木地区においては、基盤整備の取組とあわせ、集落営農について検討していく。

## (2) 農地中間管理機構の活用方針

※

- ・農地所有者は、経営転換する場合や営農の継続が困難になった場合は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
- ・農地所有者は、分散錠園を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
- ・農地所有者は、基盤整備後は、積極的に農地中間管理機構に農地を貸し付ける。

## (3) 基盤整備事業への取組方針

※

- ・農業の生産効率の向上や担い手への農地集積・集約化を図るために、駒木地区において基盤整備に取り組む。あわせて集落営農を検討する。
- ・農地やハウスの団地化を推進する。

## (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら、町、県、JA等と連携し、担い手を確保できる体制を整備するよう努める。

## (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域での活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

## 【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による農作物被害が拡大しないよう、電気柵等を設置する対策を講じると共に、目撃情報や被害情報があつた際は、町担当課へ連絡し、農の設置を行っている。
- ③人手不足の現状であることから、自動操舵トラクターなどスマート農業機械の導入を検討する。
- ⑤おうとうなどの果樹栽培を推進する。あわせて果樹園を活用した観光農園を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、荒廃農地の再生に取り組む。
- ⑧農業用水路の保全については、近年、気象災害による破損が多いことから、適切な施設管理を行い、維持に努める。